

## 平成 23 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 3 回会議要旨

### <開催日>

平成 23 年 6 月 29 日（水）

### <場所>

区役所本庁舎 5 階 大会議室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

岡本部会長、入江委員、小菅委員、富井委員、山村委員

事務局（3 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（男女共同参画課長、子ども総合センター所長、地域福祉課長、高齢者サービス課長）

計画事業 8「男女共同参画の推進」9「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」99「児童館における指定管理者制度の活用」7「成年後見制度の利用促進」30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」36「高齢者の社会参加といきがいつくりの拠点整備」100「シニア活動館における指定管理者制度の活用」101「地域交流館における指定管理者制度の活用」

### <開会>

#### 1 ヒアリングの実施

##### 【部会長】

第 2 部会（福祉、子育て、教育、暮らし）のヒアリングを行います。

<委員紹介>

##### 【部会長】

今回のヒアリングは、総合計画の 3 年目に当たる 22 年度計画事業評価の参考として行います。対象とする事業は、昨年度の区長の総合判断も参考にしながら、23 年度内部評価で疑問に思う点等があった事業をピックアップしております。

昨年同様、協働という視点を大切に、協働を一つの縦軸と考えています。また、今年度初めて、区政運営編の評価も行うことになっております。その絡みでお話をお聞きすることもあるかと思えます。

実際の評価に当たりましては、昨年同様テーマごとに部会を 3 つに分けております。趣旨についてご理解いただいたところで、ヒアリングに移らせていただきます。

まず、8番「男女共同参画の推進」です。昨年もお話を伺っているところですが、「最終年度に向けた方向性」として「現状のまま継続」という方針が打ち出されています。非常に難しい事業だというのは委員全員理解していますが、いろいろな知恵を絞って、男女共同参画を推進していただきたいと考えています。

また、9番「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、これも非常に難しいことは重々存じております。指標の達成水準があまり高くなく、また目標値もちょっと低目だと思うのですが、どのような状況で議論されているかお聞きしたい。いただいた回答では、「第二次男女共同参画推進計画の策定に合わせて、男女共同参画推進会議での意見を参考にししながら、指標について検討しています」ということですが、具体的にどんな指標を考えているかということもあわせて、お話しいただければと思います。

<説明者紹介>

**【説明者】**

外部評価委員会から、「地域での男女共同参画を進めるために、町会とか自治会の役員、あるいはPTA役員というのも一つの指標にして取り組んではどうか」というご意見をいただいているところです。ちょうど今年が現在の男女共同参画計画の最終年度となっていて、24年度以降の計画の策定の時期にあたっておまして、計画の体系、骨格をどうしていくかという議論を内部的に進めているところです。

推進会議や行政体の中での行政推進連絡会議等がありますが、まだそこでの議論の俎上に乗せるところまではいっていないところがございます。直接的には、昨年度後半に委員さんに個別の意見をお聞きしましたが、そうした中では町会、自治会、あるいはPTAそのものは、自主的、任意団体であって、そういう方々の構成比率等を区の指標として扱うことはいかなるものか、という意見があることも事実でございます。

引き続き、学識経験者や区民の代表も含めた男女共同参画の推進会議、あるいは行政体内部での行政推進連絡会議等の中で、具体的に計画をつくっていく中で、外部評価委員会から提案のあったわかりやすい指標なども含めて、今後具体的な詰めの中で進めてまいりたいと、このような状況でございます。

**【部会長】**

町会、PTAなどに対して行政から口を出すというのが難しいというのはわかります。「着実な啓発活動を今後とも計画的に進めていくことが必要」とありますが、着実というのが具体的にはどのようなことか伺いたい。

**【説明者】**

男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスの実現は、何かをやったら急激に変わるというものではないことはご理解いただいていると思います。本当に地道な活動を継続してやっていくことが、一番だということが男女共同参画推進課の基本的な考え方です。

男女共同参画課、男女共同参画推進センターでは、啓発活動の講座を年30回近く継続して実施しております。男女共同参画推進センターを使つての30人から50人規模の啓発講座、あるいは

は年に1回、2月に四谷区民ホールで、男女共同参画シンポジウムを開催いたします。そうしたことで多くの方々に男女共同参画はどういうことなのか、ワーク・ライフ・バランスというのはどういうことかを知ってもらおう活動を、繰り返し地道に進めているところです。

また、「ウイズ新宿」という情報誌を年3回発行しています。区の職員と公募委員、6名の区民委員に加わっていただきまして、記事の作成、取材、構成をどうしていくか、専門家のアドバイスもいただきながら、情報誌をつくるという活動も進めています。

また、男女共同参画推進センターの大きな活動の一つに「悩みごと相談室」があります。月曜日から土曜日まで、毎日午前10時から午後4時まで、面接相談と電話相談を実施しています。面接相談は事前予約による1時間以内の相談です。ここ4、5年の件数ですと、900件から950件の間ぐらいの実績があります。相談員の方は、弁護士、家庭裁判所の調査官のOB、ソーシャルワーカーなどの異なる分野の専門家の方です。そういった活動を地道に繰り返して、周知を図っていききたいということです。

男女共同参画推進センターをうまく運営していくために、運営委員会を利用団体の方々に構成しています。その運営委員、公募の委員、職員との協働で講座の企画立案、運営を行っています。

こういった事柄を計画的に着実に進めてまいります。

#### 【部会長】

ウイズ新宿の情報誌の発行と相談事業ということですが、評価の中ではあまり触れられていないように思います。かなり相談件数もあるし、男女共同参画という中では非常にいい事業だなとお聞きしました。

ワーク・ライフ・バランスも難しいとは思いますが。推進会議の中での理解と、それを見て担当課でも議論されているということで、具体的にどんな議論をなさっているのか。今後それを次の計画にどの生かそうとなさっているのか聞かせていただきたい。

#### 【説明者】

どうしたら利用していただけるのが一番難しいところで、なかなか妙案がなく、苦慮しているのが現状です。

推進会議の意見ですが、制度も就業規則等も十分整っていない企業の中でも、従業員の柔軟な働き方を経営者として支援している企業をどのように評価していくのか、こうしたところが今後の課題でもあり、認定制度につきましてどのように利用していただくか、区としてどういったインセンティブをご用意できるかといったこととあわせて議論しているという状況です。

#### 【部会長】

数的に見ますと、推進企業の認定は20年度はともかくとして、目標値の半分を切っている。さらにコンサルタント、派遣も下がっているという状況の中で、「現状のまま継続」という方針になっているわけです。経済状況の問題もあって難しいのはわかりますし、どうやったらいいかという工夫といっても、なかなか無いかもしれないのですが、そのところを知恵を絞っていただいて、「最終年度に向けた方向性」が「現状のまま継続」、「第二次実行計画への方

向性（見込み）」も「継続」というあたり、もう少し「手段改善」とかが考えられなかったのかなという気持ちがあり伺っています。

**【説明者】**

確かに件数としてコンサルタント派遣を希望される企業数は減っています。この制度は1社につき最大5回まで無料でコンサルタント派遣ができます。例えば21年度は40回、22年度は37回という形で推移しています。申請していただく企業へのこうしたコンサル制度をぜひ活用していただいて、企業のワーク・ライフ・バランスを推進していただくお手伝いをさせていただきますというご説明を丁寧にしたところ、回数としてはちょっと増えています。あと工夫としましては、例えば昨年度ワーク・ライフ・バランスに関する企業の調査を行い、その中にパンフレットを同封する等しています。

コンサルタント派遣制度では、制度をつくるだけではなくて、今後お使いいただくためのアドバイスや、従業員の方に対する意識調査を行いその結果からワーク・ライフ・バランスを進めるためには、どういったところがその企業で足りないのかといったこと等のアドバイスを、させていただきます。こうしたコンサルタント派遣事業を企業で取り込まれるメリットを、より一層強調いたしまして、今後も着実に進めていきたいと考えているところです。

**【部会長】**

メリットに対しての広報ということですかね。コンサルタントを派遣したことに評価があったというようなことも、企業に知らせることもされる。

**【説明者】**

例えば、男女共同参画シンポジウムでご来場の方々の前で優良企業の表彰を行うというような取り組みをしています。その企業がどのような形でワーク・ライフ・バランスを進めたのか、壇上に上がられた社長などにお話をいただいているところです。そうしたことをほかのご来場の区民の方以外にも企業の皆様にも、こうした取り組みを新宿区でやっていますということをあわせて伝えていただかなくてはいけないと考えているところです。

**【委員】**

昨年度の外部評価でPTAや町会、自治会等に働きかけたらどうかという提案に対して、「今後も積極的に働きかけています」という回答をいただきました。今までにどのような働きかけをなさっていたのか教えてほしい。

また、今回の質問に対して、「PTAや町会、自治会等にさまざまな機会をとらえて、積極的に働きかけていきます」とあります。現時点でどのようなアイデアがあるか教えてください。

**【説明者】**

これまで実施してきたところでいいますと、PTAあるいは地区協議会等に対して啓発活動に関する講座やシンポジウム等の紹介や案内をする。場合によっては、担当者が直接そういったところに出向いて、お声がけをするというケースもありました。

今後、秋ぐらいに第二次男女共同参画推進計画の素案をつくる予定です。その素案の地域説明会への参加を募ること。町会、自治会等、個別というわけにはなかなかいきませんので、そ

の代表の会議というようなことになるかもしれませんが、新宿区としては男女共同参画にこんなふうに取り組んでいるということを紹介し、広くPRをして、周知を図っていくという活動を以前よりも強めていきたいと考えています。

**【委員】**

一昨年ですが、区政モニターの結果を他区と比較してはどうかという指摘をさせていただいていますが、それについては何か検討なさいましたか。

**【説明者】**

その部分について突っ込んだ調査、研究ができていません。少しお時間をいただきますが、他区の状況を調査していきたいと思っています。

**【部会長】**

他区がどの程度進んでいるかわからないのですが、新宿区よりもうまくいっている、浸透していると思えばそのノウハウを生かす、使わせていただくことも重要だと思います。決して競合するのではなくて、いいところは使うという形で推進していただければと思います。

ありがとうございます。

次に子ども総合センターです。

<説明者紹介>

**【部会長】**

事前の質問にご回答をいただいています。「指定管理になって利用者からの評判がいい」ということをございます。また、「子どもを預ける保護者から学習とか医療面のサービス拡充に希望が出ていないか」という質問には、「児童館でそのような希望は出ていません」というご回答でした。

本当に出ていないのだろうか、聞き方なり、もともと無理だから言っていないということがあるか、このあたりの利用者の要望というのを具体的に吸い上げる方法について何か工夫をなさっているかどうか。教えていただきたい。

**【説明者】**

まず、指定管理者に対して、利用者アンケートや利用者懇談会等、利用者の要望を聞く工夫は必ずするようにと指導をし、約束もしております。児童館は、健全な遊び場の提供ということが中心になりますので、特に児童館に対して保護者からの、学習や医療面の要望が出にくいというか、ニーズを持って子どもを遊びに行かせているというご家庭は少ないのかなと思います。アンケートの中で、具体的にこれをやってほしいですか、あれをやってほしいですかという聞き方よりも、今やっていることで何か不足はありますかとか、新しいご要望がありますか。そういう聞き方をさせていただいています。

**【部会長】**

利用者、保護者からの新しい要望というのは何か出ていますか。

**【説明者】**

基本的に、指定管理者によるスタート時点では、従前の直営でのやり方をおおむね引き継い

でいることが多いのです。そうしたことから、例えば最近この行事はあまり子どもの参加が多くないようなのだけれども、この行事は引き続いてやるのですか、というようなご質問が出ています。それについては、前年度との引き継ぎの関係もありますので、とりあえず今年度はやらせていただいたけれども、事業についても精査していきますよと、そういう立場で指定管理者も考えております。私たちもそういうような指導をしていきたいと思っています。

幼児の保護者から出た意見の中では、もっといろいろなメニューやプログラムがあったほうが良いという声があり、それについてはいろいろ工夫しています。また、親向けの講座のときに子どもを預かるようなことは工夫して実際にやっていったことです。

指導のことでは、最近子どもの言葉遣いが気になるのだけれども、ここの館の雰囲気でするということを感じるというようなお声をいただき、それについては改善すべきところはきちんと周知して改善していきたいと、そういうような立場でお答えをして指導をしています。

#### 【部会長】

確かに中高生を対象に、彼らのために何か行事をするというようなことも、積極的にやっている。そうしたら言葉遣いとか、小さい子に対しての接し方ということで、いろいろ要望が出てくるのだらうなということはわかります。

今後も指定管理者を導入していくのかどうかというあたりはいかがですか。

#### 【説明者】

現在、児童館が16館ございまして、直営が10館で、指定館が6館という状況です。

今の方針、第一次実行計画の中で、学童クラブの指導業務の委託の更新、併設していることぶき館の機能転換、地域交流館等への移行のときに、指定管理制度の導入を検討していきたいとさせていただいており、今後もその方向で検討しています。

指定管理者を導入した場合のメリットは、利用時間が拡大や、土日の行事などのいろいろな工夫があります。直営の場合は、どうしても土日についてはシルバー人材センターに委託となるので、そうした独自行事がなかなかできない。指定管理者の場合は、日曜日から土曜日まで同一のスタッフで運営できるので、様々な工夫が可能です。

また、直営で今までやってきまして、相当のノウハウを持った職員もかなりおります。専門性を持った職員が指定管理者にきちんと指導助言していくことで高い評価を得ているところもあります。公務員と民間の職員と切磋琢磨することで、お互い高め合っていくような効果もあるのかなと思ってまして、そういうことを総合的に判断していきたいと思っています。

メリットを生かし導入は進めていきますが、ただちに全ての施設を指定管理者にしていくという方向性を定めているわけではなく、もう少しじっくり見極めていきたいと考えています。

#### 【部会長】

指定管理者のメリットは、土日も同じようなメンバーで進められるということですが、逆に少し問題だったという点がありますか。

#### 【説明者】

指定管理者にしたから問題だという認識は持っていません。児童館への指定管理者制度導入

は21年度から始まって、まだ年月は浅いのですけれども、学童クラブ事業の事業指導業務委託を、16年度から導入しております、そういう経験のある事業者が入っている。また、保育園等は民間もたくさんありまして、ノウハウを持った事業者が相当参入されているという状況があります。

**【部会長】**

直営館の固有スタッフと指定管理者の方と切磋琢磨も必要だというご意見だったのですが、指定管理を受けた方たちに、職員から何か指導するというようなことも行われているのですか。それとも、指定管理者にしたら、すべてお願いするという形でしょうか。

**【説明者】**

施設の管理については、指定管理者の管理下にあります。ただし、児童館には学童クラブが一緒にあり、学童クラブには巡回指導員という形で区の職員が定期的に指導しています。また立入検査という形で、指導の職員が指定管理施設部分を見て、気がついたことをアドバイス等しています。業務報告等もきちんと確認しています。

**【部会長】**

学童クラブの事業者と同じ事業者を児童館の指定管理者にしているということですか。

**【説明者】**

児童館の指定管理者の選定条件に、学童クラブも同一業者に委託するという形を、基本としています。

**【委員】**

新宿区の子ども総合センターのいわゆる児童観、子ども像というか、子どもというのはどうやって育てるのか、どういうプロセスで育成していくのかというものは、私のそれと根本的に違うのかもしれませんが。

子どもは預かるだけ、確かにそれでもいいとは思いますが。確かに児童館、学童クラブ、あるいは放課後クラブと行政が関わっているところについては預かっているという状態です。どこかの部屋に来て、指導員が何人かいて、子どもが来ている。安全だから事故も何もない。校庭を見ても、四隅に指導員が立っていて、子どもが自由に遊んでいる。預かるというのは、まさにそういうことでいいのだと思います。

一方で、放課後の子どもの育成のためには預けっぱなしじゃだめだ、学習支援、情操教育支援あるいは野外遊びを含めた運動の支援等を期待する考え方もある。

新宿区の子どもをどう育てようかという中で、ヒアリング項目の回答に「事業者のアイデアを生かした事業を展開している」といただいた。しかし、具体的なものは見えない。かつまた「児童館ではそういう学習や医療行為等の要望は出ていない」と回答いただいた。この回答の中では、そのアイデアというのがどこに、どういう形で現れてくるのかが見えない。

新宿区の子どもをこう育てたいという、指定管理者を選定する区の意向をもう少し強めたらどうかと感じたのですが、現状のままだがよろしいですか。

**【説明者】**

預かるということ、保育をするというニュアンスに近い言葉として使っていました。児童館は学童保育ではないので、お子さんを保育する、預かるということではなく、仲間づくりや遊びの指導展開を図っていく場。大人の働きかけによって、子どもだけに任せるということではなく、さまざまな行事を提供しながら、仲間づくり、遊びの展開等により健全な育成を図っていききたい。そうしたことが児童館の小中学生に対して大きな目標だと思います。

「放課後子どもひろば」という事業も児童館とは別に行っております。こちらのほうがどちらかというと、より子どもの自由に任せる部分が多くなっています。

自由で安全な遊び場が少なくなり、子どもたちが忙しくなっている状況で、様々な子どもらしさを発揮できる場を提供して、健やかな育ちを応援していききたいというのが区の考え方です。

指定管理者の工夫がなかなか見えてこないというご指摘なのですが、当然、直営児童館、学童クラブも含めて、今のままでいいということは思っておりません。指定管理者で直営よりも、工夫がよりされているという部分については、子ども家庭支援センターの一部で、開館時間を6時から7時まで延長して、中高生だけが利用できる時間帯をつくりました。普通の児童館では6時までしか営業していないこともございますので、中高生の利用が限定的になってしまいます。また、土曜日・日曜日を利用して中高生の専用タイムを設け、中高生向けの行事を行ったり、父親向けの行事を行ったり、シルバー人材センターに委託している直営館ではできないことをやっています。

ただまだまだいろいろ工夫していただきたいとは思っています。

いずれにしても直営館も含めて、現状のままでいいということではなく、より地域に貢献できる形を目指していききたいと思っています。

#### 【部会長】

子ども総合センターだけの問題ではないと思います。新宿区では子どもというのをどんなふうに育ててほしいのか。安全・安心だけでなく、仲間づくり等をポイントにするのというのを明確に打ち出して、それぞれの事業の展開されるというのが望ましいと思います。児童館等が目的や手段というあたりを明確にしたうえで、今後の計画を推進していただければと思います。

どうもありがとうございました。

次に地域福祉課です。

<委員紹介>

#### 【部会長】

まず、7番「成年後見制度の利用促進」です。

来年度新しくなる介護保険制度において国が始める事業として、成年後見制度の「市民後見人」が一つのメインに上げられています。「区としては、そのあたりでどうなのか」との質問に「現在3名の市民後見人が活動している」という回答です。さらに「引き続き、東京都の基礎講習会の修了者を中心に市民後見人の育成をやっていききたい」ということなのですが、実際もっと推進できると思いますか。

#### 【説明者】

国では、今回、市民後見人の役割が大きいということで、育成に力を入れていくという方針が出ました。しかし、区においては既に東京都の仕組みに連携する形で、養成を続けていて、既に22名の登録メンバーが活動しています。今年度に入りまして、1人また審判がおりまして、現在では4人活動をしています。今後も市民後見人のほうが良いだろうというケースが増えていくと考えて、徐々に受け入れ数及び市民後見人の活動数を増やしていく方向で考えているところです。

**【部会長】**

例えば、どういう方が市民後見人として適切だと判断されていますか。

**【説明者】**

ガイドラインを作っております。そちらで財産の問題のない方、地域福祉権利擁護事業を利用されていて成年後見に移る方、または区長申し立てで施設入所等であること、また、ご本人の特性として暴力性がなく落ち着いている、親族間での紛争がない、財産に関する紛争がない、遺産分割等の課題がないこと等、基本的な事項を定めています。このようなケースに該当するものについては、成年後見人の検討をしていくことを考えています。

また、家庭裁判所からのリレー方式というのが、家庭裁判所の方針中で示されています。最初、専門の後見人がついていた方が、落ち着いた時点で市民後見人に移るといったようなことです。裁判所から依頼があった場合についても受け入れていくという方向で考えています。

**【部会長】**

基本的には、社会福祉協議会に委託をしているけれども、具体的事業の拡大方針ということで、支援弁護士によるバックアップ体制の強化や、社会福祉協議会の監督人としての力量の向上を図るといったことなのですが、具体的に社会福祉協議会の監督人としての力量の向上のためにどういうことをされているのか。専門のスタッフを増員するというようなことまで考えているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

**【説明者】**

主には支援弁護士をつけていますが、その支援弁護士を利用しやすいようにする、具体的には成年後見センターに来ていただいて、書類を書く指導等や、支援上の課題について社会福祉協議会の職員も市民後見人をされている方も相談に乗れるような体制づくりをしているところです。

**【部会長】**

今、支援弁護士は何人ですか。

**【説明者】**

1人です。基本的には、メールや電話で相談ができて、必要なときに来ていただけるような体制をとっています。

**【部会長】**

社会福祉協議会の監督人としての力量アップというあたりはどのようなのですか。

**【説明者】**

昨年から法人監督人として初めて受けているわけで、それをやりながら、力量を高めていくということで、同じように弁護士の先生に指導を受けながらやっています。

**【部会長】**

特定の何人かのスタッフが専任についているということではないのですか。

**【説明者】**

今、5人の職員がおりまして、正規が4名、非常勤が1名ですので、その中で担当の者がついて、それぞれ力量を高めていくということですが、今の段階では所長が関わるケースが多いと聞いています。

**【委員】**

品川区は市民後見人としてNPOの認定を始めています。NPOにも任せていかないと、弁護士だけでは認知症の人が増えているので足りなくなると思います。その辺のお考えはどうですか。

**【説明者】**

今、登録メンバーになっている方は東京都の養成の講座を受けていらっしゃる方ですが、東京都の研修を受けただけではまだ十分ではないので、実践を積んでいただくとともに、新宿区の制度等について研修をして力量を高めていくことをやっています。

それから東大や筑波の市民後見人養成講座を修了された方等が区内にいらっしやいまして、「市民後見を考える会」として発足されています。成年後見センターとしてもそこにに関わりながら、今、東京都ルートではない方々の育成についても努力をしているというところです。

**【委員】**

品川区なんかでやっているのはどう思われますか。

**【説明者】**

これから非常に数的に必要性が増してくる中での一つの手法だと考えております。

**【委員】**

成年後見制度は、これからの高齢化社会を見たとき、区としても重要な施策の一つだと思います。そういう意味で事業の窓口を社会福祉協議会に設け、また監督人を社会福祉協議会に委託するという点については、妥当であろうと思っています。認知症の支援体制の中で究極の制度だと思います。

そういう意味で社会福祉協議会が、会を挙げて体制に取り組んでいることについて敬意を表します。しかしながら、この制度そのものが非常に難しいということが1つ、非常に時間がかかるということが2つ目、3つ目に経費が前よりも大分安くなったといいながらも、経費が随分かかる。この3つが大きい障害になっていると認識しているところです。

制度のことについては、認知症の方の財産保全権利擁護ですから、そんなに簡単なものではないし、きちんとその制度を確立して運用しないと保護し切れないので妥当だと思います。

時間がかかるということも、裁判所の認定ですから、そんなに簡単にはいかないということもよく理解できるのです。

問題は3番目の経費について、区としてももう少し具体的に経費について助成をするような制度、あるいは仕組みを今後考えられないのかどうか。この制度を推進するために、経費について少し負担軽減ができないかどうかお聞きしたい。

**【説明者】**

区では区長申し立てのケースについては報酬助成の制度があります。それ以外の方で財産がない方についてどうするのかということが一つあると思いますが、基本的には自分の財産、権利を守る制度ですので、ご自身によるものと考えているところです。

市民後見人の方が活動しやすい環境ということでは、各区でいくつか助成制度を持っているところがありますが、基本的には後見人の保険料の一部助成、専任前の活動の交通費程度の助成というのが事例としては確認しているところです。区としても研究課題と捉えております。成年後見センターの専門委員会でも市民後見人育成の中で、そのところは課題として上げておりますので、今後考えていきたいと思っています。

**【委員】**

ガイドラインというのは社会福祉協議会へ行けばもらえるのですか。

**【説明者】**

ガイドラインは区としても成年後見センターとしてもつくっておりますので、区のものについてはお渡しすることができます。

**【部会長】**

国は大阪型の形でボランティアをやってもらうことを出していますけれども、それに対して財産管理が難しいだろうという意見もあります。区はどういう方向でいく予定ですか。

**【説明者】**

そのところは、やはり非常に難しいところです。財産管理についても、日常的な生活のお金についての管理などについて、社会福祉協議会が監督人としてしっかりバックアップしながらやっているところです。ガイドラインでも財産については基本的に多い方には後見人はつける方向で考えておりませんので、まだ手探りの状態というのが本音です。事故があっては大変なので慎重にやらなくてははいけないと思っています。

**【部会長】**

完全にボランティアでやるのか。費用を負担してもらってやるのか。

**【説明者】**

基本的には後見人がつけば、家庭裁判所の審判によってその方の財産に応じて報酬は払われますので、その中でやるべきだと考えておりますが、財産がない方で、区長申し立てでもないケースが出てきたときに、市民後見人の方が活動しやすい環境が課題になるのだろうと思っています。現時点ではそういうケースがないので、課題として捉えながら、成年後見センターと一緒に今後の方向性を見出していきたいと思っています。

**【部会長】**

そのあたりが喫緊の課題になってくると思いますので、検討をお願いできればと思います。

**【委員】**

金融機関等でも、認知症の方はすぐ後見人を選定しないと対応ができませんというような機運ができてきているから、そういうギャップがあって、利用者が困っているということが現状だと思います。

**【説明者】**

行政側として、高齢者の相談で大変なのは、施設に入るときに、以前の措置から契約に変わり、後見人の方がついていないとなかなか入れてもらえないケースが増えてきているというところがあります。財産管理とともにそういうところでの支援が課題になってくると思っています。

**【部会長】**

どうもありがとうございました。

次に高齢者サービス課です。

まず、計画事業30番「高齢者を地域で支えるしくみづくり」、認知症サポーターのことでいろいろお答えいただいております。寸劇や地域資源マップをつくり、いろいろなことをして、認知症サポーターになった方の活動をフォローしているということです。

サポーターの方たちからご要望等出ていますでしょうか。

**【説明者】**

この認知症サポーターにつきましては、おかげさまでたくさん参加をいただいているのですが、特にご意見ご要望は聞いていません。今後、サポーターの資格取得後につなげる施策をどのように実施していくか、地域でどのようにサポーターが活動していけるかということが課題となっています。

**【部会長】**

一方で見守り対象者の方が、23年度目標で800人。認知症サポーターの方は400人ということですが、見守り協力員と認知症サポーターとのマッチングはどうなのでしょう。

**【説明者】**

事業の紹介をし、それぞれのサポーターの方にご案内をしながら調整をしていただいて、支えていただけるとのことです。

見守り協力員に手を挙げていただける方がいらっしゃれば参加していただく。それとは違って、サポーターとしての資格を持ちながら、別の活動をする等、さまざまな活動の仕方があると思っています。

**【部会長】**

「第二次実行計画への方向性（見込み）」では、「手段改善」ということですが、一部経常事業化になるということでの「手段改善」ですか。

**【説明者】**

「手段改善」は、特に認知症患者さんへの見守りなどを重点として、さらにしっかりと取り組んでいく。見守り事業につきましても、形を変え、機能強化をしながら進んでいきます

という意味での「手段改善」です。

**【部会長】**

サポーター事業はこれからもずっと継続していくということによろしいですか。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

事業の主な実施内容の中に「ふれあい訪問」と「見守り訪問」とあるのですけれども、その違いを教えてください。

**【説明者】**

見守り協力員というのは社会福祉協議会への委託事業です。対象となる方に対して、定期的にお尋ねをして、そして話を聞く。要はコミュニケーションを取ることで状況を見ていくという形です。見守り協力員が定期的に集まり、情報提供しながらしていく活動です。

ふれあい訪問は、社会福祉協議会の推進委員という方がいらっしゃって、その方たちが訪問されるということで、いろいろな形で訪問していただいているということになります。

見守り協力員については、ボランティア訪問等の形で、地域でのそれぞれの役割を持ちながら対応していただいています。

**【部会長】**

ふれあい訪問も、見守り訪問も社会福祉協議会の事業ですか。

**【説明者】**

はい。

ふれあい訪問は、地域との交流が少ない一人暮らしの高齢者の方を、専門の相談員が訪問をしています。

地域見守り協力員は、同じく一人暮らし高齢者の方に対して、安否確認あるいは定期的に声をかけ合う訪問、「ぬくもりだより」の配付というようなことです。「ぬくもりだより」につきましては高齢者サービス課が発行していますので、ご協力いただいているところです。

**【委員】**

高齢者サービス課や地域福祉課や社会福祉協議会それぞれでケアや訪問を行っているようですが、全体の思想としては、地域の在宅ケアというのが大きな目玉になっているわけですね。今お作りになっている計画もその目玉を中心に策定されている。

**【説明者】**

ご指摘のとおりで、次の高齢者保健福祉計画を策定するのと合わせて、いわゆる高齢者全体の施策、あるいは今おっしゃったようなサービスの中身をトータル的にしっかりと把握をしながら、事業展開をしていくべきという考え方に少し組み換えをしていく予定であります。

例えばふれあい訪問、地域の見守り事業、そしてふれあい情報誌、配っているところ1カ所で全体がきちんとトータルでできるような形にできないかと考えているところでございます。

**【部会長】**

次に36番「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」です。

従来の「ことぶき館」を「シニア活動館」に変えて、ボランティアの活動ができるように拡大したということです。「ボランティアの社会貢献の拠点として具体的にどのように運営されているか」という質問に、「認知症サポーター養成講座、折り紙教室などもやっています」と回答をいただきました。

戸山シニア活動館、西新宿シニア活動館では、新しい活動として会食サービスを考えているということですが、具体的にになっているのでしょうか。

**【説明者】**

これにつきましてはシニア活動館への転換のときに、できるだけきちんと地域での交流の場を整えていくということで、今は設計段階で準備をしています。ボランティアの方たちに数カ所で配食サービスをやっていただいています。大変需要が多い事業です。若松町などの状況を聞いてみますと、かなりの数を提供していただいている。ご利用になっている方たちについてもダブることなく、かなり需要が多いというようなこともあります。持てる施設をしっかりと活用しながら進めていきたいと考えています。

**【委員】**

まだ始まっていないのですか。

**【説明者】**

まだです。会食サービスは、今後展開します西新宿シニア活動館と戸山シニア活動館で提供していきたいと考えています。現在は、地域センターの調理室等を使いながらやっています。別に、シニア活動館に機能転換したときに対応していきたいと考えています。

**【部会長】**

既に高田馬場でシニア活動館が整備されて、指定管理者により運営されていますが、指定管理者にしたメリットは何ですか。

**【説明者】**

指定管理者にしたメリットは、やはりサービスがよくなった。事業内容といったもので、利用者の方のアンケート調査で満足度が高いとなっています。

**【部会長】**

多様な地域ニーズに柔軟に対応とあるのですけれども、具体的にどんな多様な地域ニーズにどのように対応していますか。

**【説明者】**

利用なさる方の世代により、今後こういった形でこういった施設が使われるかというところもありますが、例えば、パソコン教室等といったものへのニーズは高くなっています。

今後、団塊の世代が地域へ戻ってきたときに、おのずと活動の仕方が違ってくると考えられます。利用者の方の希望などを聞きながら、区ではなかなか柔軟に事業展開できない部分についても、指定管理者では可能になっていると考えているところです。

**【部会長】**

高田馬場シニア活動館には調理室はないのですか。

【説明者】

ありません。家庭の台所のような小さいものはあります。

【部会長】

事業整備の段階では、ここは会食などの計画というのはなかったのですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

効果は、やってくださる組織があるかないかというところが影響する。必要なボランティアを育てていくという視点はお持ちですか。

【説明者】

必要なボランティアを育成するということはやっていきたいと思っています。しかしながら、給食サービスは、地域センター等で調理室等も整備し、開設当時から支えていただいているボランティアの方たちの意見を聞きながら展開できるようなつくりをしてきています。地域の配置の状況も踏まえながら、地域全体でどのようなサービスについて一番ニーズが多いのかということも把握してやっていきたいと思っています。

【委員】

シニア活動館にしたことで、明らかな利用者層の変化というのはありましたか。変化があったとして、今まで来ていなかった方が来るようになったということがあれば、それはよい結果だと思います。

また、今まで来ていた方が、お風呂をなくしたことで来なくなったというような変化あるのかどうかをお聞きしたい。

【説明者】

シニア活動館に転換したときに、信濃町についてはお風呂が残りました。ですから、ここについてはお風呂によっての影響はありません。

世代がどうなったかという、50代に利用を広めていますから、個人利用の方たちの登録者数が増えてくる。

区としてはこういった施設を高齢者の方に使っていただくのはもちろん、健康を維持していただきながら、活発な高齢期になっていただくという目的がありますので、介護予防教室等の展開をかなりしております。そういう事業展開の重要な拠点としても活用しながら、事業の主体が区ではなくて、参加した方たちが自らグループをつくり、施設を使いながら継続していただけるというような活動の仕方に動いてきているというのはあります。

【部会長】

区の事業から発展して自主活動になった場合、自主活動になった途端に、区が活動場所を優先的に貸してくれず、他のグループと同じような扱いになってしまうという話を聞きます。グループを育てた後に区として、例えば、自主的に介護予防などをやる団体に対して、シニア活

動館等の部屋の優先使用みたいなことも考えていらっしゃいますか。

【説明者】

そこが非常に難しいところです。グループが固まってきましたと、決まった団体がずっと継続的にその場を確保してしまうようなこともあります。そこは発展的に自主グループになったから優先しますよということではなく、全体の中で公平に利用いただけるような形が望ましいと思っています。その辺のところも検討は必要だと思います。

【部会長】

継続的に活動していただく中で、どういう方法がいいのか。検討をなさったほうが本当にいいと思います。せっかく区の事業の中でやってくれと言われて育ったのに、場所が全然なくて、場所とりで苦勞するという話を聞くところです。

続けて、100番「シニア活動館における指定管理者制度の活用」と101番「地域交流館における指定管理者制度の活用」

地域交流館4館が指定管理者となっています。よかった点と問題の点はありますか。

【説明者】

地域交流館に指定管理者が入ったことによって、接遇面ですと、利用者さんの顔をしっかりと覚えながらお声がけが出来ることによって、例えば名前を呼んでくれている聞いています。日ごろ利用をしながら、自分が参加することで信頼関係ができてきている、利用しやすくなったという部分と、運営面の接遇はもとより、事業実施に当たっても独自のニーズを把握しながら展開をしていただける部分が出てきたのかなと思っています。

【部会長】

そうだとすると、今まで区がやっていたときに、利用者さんのお名前を覚えて声をかけていなかったということですよ。

【高齢者サービス課】

そこが私の感じでは、やはり今までは貸スペース、貸館的なイメージでの館であった部分もあるという思いもあります。

【部会長】

シニア活動館と地域交流館はどう違いますか。

【説明者】

主に対象年齢です。シニア活動館は、区の中におおむね5館程度を予定しています。広いスペースをしっかりと確保しながら、一番のポイントであるボランティア活動を主体としてやったださるような事業展開ができるなどの違いがあります。地域交流館は、従来のことぶき館と同じような機能を維持しながら、地域での交流スペースの展開を図っているところです。

【委員】

全体としては、機能転換したのはいくつですか。

【説明者】

施設が全体で22館ありまして、そのうち2館をシニア活動館に転換しています。地域交流館

が7館、残る13館につきましては第二次実行計画の間に、計画的に地域交流館もしくはシニア活動館に移行する予定です。シニア活動館は、次に戸山と西新宿を予定しています。シニア活動館は最終的には5館となる予定です。あと1箇所はまだ決まっていません。

**【委員】**

社会福祉協議会やシルバー人材センター等のボランティア活動と、シニア活動館がやる社会貢献活動とのすみ分けはどう考えていますか。

**【説明者】**

まさしく課題であろうと思っています。シニア活動館でどういったボランティア活動をしていくのか、今後のボランティアをどのようにお願いし、どういった部分でご活躍いただけるのかということころは、必要な施策ではないかと思っています。

**【委員】**

はっきりしたビジョンはまだ決まっていないということですね。

**【説明者】**

はい。

**【部会長】**

全館にいずれは指定管理者を導入にしていける予定ですか。

**【説明者】**

そうです。

**【部会長】**

指定管理者を導入して、問題点は今までになかったと考えてよろしいですか。

**【説明者】**

課題としては、指定管理者が施設にどういう方を配置されるのか、あるいはその方たちが館運営の中でどれだけの力量を発揮するかということです。運営の中では問題が起きていることもあります。施設管理に主に関係するようなところですが、その都度、連絡が入ります。

他に直接利用されている方からのご意見もいただきます。指定管理者にしたから全部お任せというようなやり方ではなく、定期的に会議を開いて、直営、指定管理者とも同じスタンスで情報を提供しながら、地域の方へのサービスについて、レベルを維持していかないといけないと思っております。

**【部会長】**

指定管理者をこれから増やしていくと、いろいろな事業者が指定管理者の指定を受ける。各館の比較ということも出てくるでしょうし、直営館との比較ということも出てくる。

**【説明者】**

最終的には直営館は全部移行していきます。現状では並行していますから、直営の運営の仕方と、指定管理者の運営の仕方のバランスをどのようにとって、サービスの低下を招かないようにしていくかということが課題と思います。

**【委員】**

シニア活動館または地域交流館に指定管理者制度を導入したことにより、活動内容が大変活性化した、活動内容が著しく改善された。指定管理者のいい点が出ているなど感じています。

今までなかった講座が随分出てきている。懐かしの映画会は参加するのに抽選になるぐらいです。さらに手芸が大変盛んです。今までなかったような講師陣といたしましょうか、ボランティアの講師の方が、参加者の目線といたしますか、参加者の要望で教えるというより、むしろ一緒に楽しむという方法でやっている。そのような感じを持ちました。そういう点で高く評価できる。指定管理者の柔軟な運営がよく出ていると感じました。計画事業の101にご回答いただいたように合致するような活動がされているなどという感じがいたします。

**【部会長】**

どうもありがとうございました。

ヒアリングは以上になります。

**【事務局】**

教育委員会につきましては、本来ヒアリングというお話があったのですが、日程の都合上、文書回答にさせていただきます。

それと保育課はお呼びしないけれども、確認したいということでしたので、文書による回答です。今後評価をまとめていただく上での参考にしてください。

**【部会長】**

次回からはヒアリングと回答も参考に、事業評価を含めて全体の取りまとめをしていきます。  
<日程調整>

<閉会>